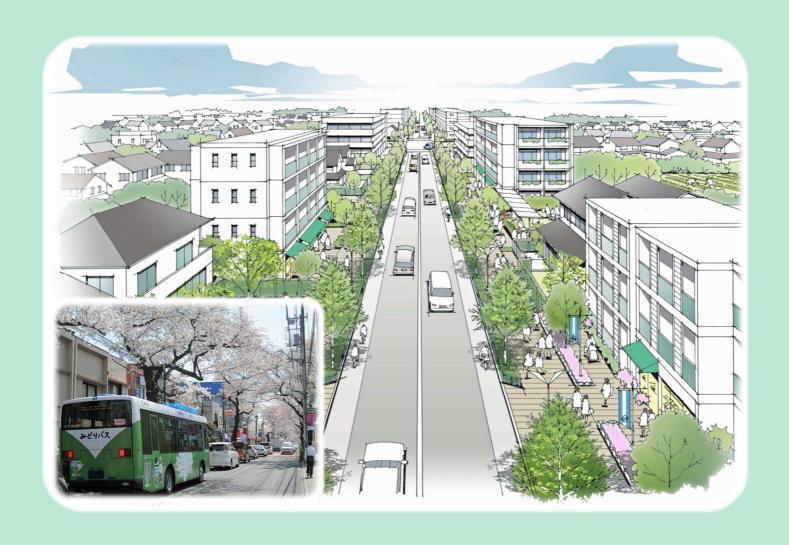
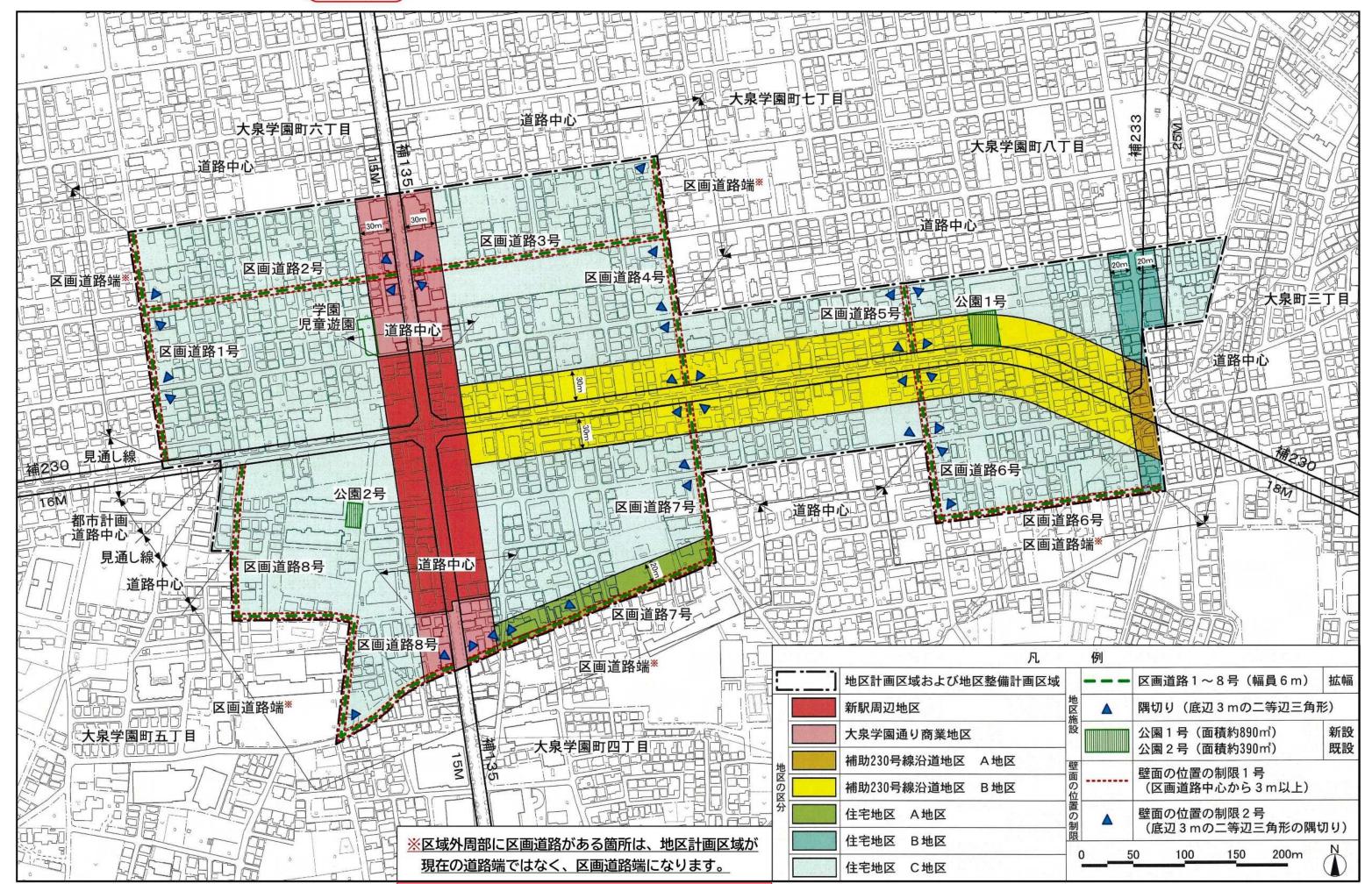
補助230号線大泉学園町地区地区計画



地区計画の目標

豊かなみどりと都市の利便性を兼ね備えた魅力的な新しい都市の創出をまちづくりの基本的な考え方とし、新駅予定地周辺では、まちの中心となる新たな拠点の形成を目指し、補助 230 号線沿道においては、生活の利便性を高める施設や店舗等の立地・誘導と、延焼遮断機能の形成などによる防災性の向上を図るとともに、後背の住宅地では、みどり豊かで良好な住環境の保全・創出を図ります。



				BOOLEST J	条例施行	日 令和4年4月 1日		
		名 称	補助 230 号線大泉学園町均	也区地区計画				
			練馬区大泉学園町四丁目、大泉学園町五丁目、大泉学園町六丁目、大泉学園町七丁目および大					
			泉学園町八丁目各地内					
		面積	約 31.4 h a					
3	三の一直の一直の一直の一直の一直の一直の一直の一直の一直の一直の一直の一直の一直の	出 模 土地利用の方針 地区施設の整備の方針	本地区を4地区に区分し、それぞれの地区特性に応じた土地利用の方針をつぎのように定める。なお、東京 12 号線が延伸する際には、以下の地区区分は必要に応じて見直しを行うものとする。 1 新駅周辺地区:東京 12 号線延伸に伴う新駅の設置を見据えて、利便性の高い駅前広場を確保し、店舗やサービス施設等が立地するにぎわいのある新たな拠点地区を形成する。 2 大泉学園通り商業地区:桜をシンボルとしたみどり豊かな街並みの中に、店舗やサービス施設等が連続して立地するにぎわいと活気のある快適な商店街を形成する。 3 補助 230 号線沿道地区:後背住宅地の良好な住環境に配慮した中低層の住宅と生活の利便性を高める施設や店舗等を誘導し、沿道でのみどり豊かな街並みや延焼遮断機能を有する沿道市街地を形成する。 4 住宅地区:風致地区にふさわしいみどり豊かな街並みと閑静な住環境を備えた低層主体の住宅地を形成する。 1 道路:地区全体の道路ネットワークを形成するとともに防災性の向上を図るため、安全・安心な暮らしを支える生活幹線道路、区画道路および隅切りを整備する。 2 公園:地域住民の憩いの空間となる既存公園を維持するとともに、新たな公園を整備する。					
 	1、 開発および保全に関する方針	建築物等の整備の方針	 1 住宅と店舗やサービス施設等が調和した街並みを誘導するため、建築物等の用途の制限を定める。 2 公共施設の整備と土地の有効利用を一体的に誘導するため、建築物の容積率の最高限度を定める。 3 敷地の細分化を防ぐとともに、ゆとりのある住環境を保全するため、建築物の敷地面積の最低限度を定める。 4 道路空間および道路交差部における見通し空間を確保し、安全性や防災性の向上を図るため、壁面の位置の制限および壁面後退区域における工作物の設置の制限を定める。 5 周辺住宅地への配慮と良好な景観を誘導するため、建築物等の高さの最高限度および建築物等の形態または色彩その他の意匠の制限を定める。 6 地震時のブロック塀等の倒壊を防ぎ、みどり豊かな街並みを形成するため、垣または柵の構造の制限を定める。 7 大泉学園通り沿道では、歩行空間の充実を図るため、都市計画道路計画線から建築物の外壁等を離すように努めるとともに、後退した区域には門、塀、擁壁、広告物、看板、自動販売機等通行の妨げとなるような工作物等を設置しないように努める。 8 新駅予定地周辺では、生活拠点としての機能を高めるために、周辺の環境に配慮しつつ高度利用を図り、共同化を誘導する。 					
		その他当該 地 区 の 整 備、開発お	1 みどり豊かで良好な街並みを形成するため、道路に面する部分は緑化に努めるとともに、自動車車庫や駐車場、資材置場等を設置する際には、植栽等により景観に配慮するように努める。					
		よび保全に			水害の防止・軽減を図る	かん。		
		関する方針	内に雨水浸透施設等の施					
	地区施設(道路	名称	幅員	延長	備考		
			区画道路1号	6 m	約 230m	拡幅		
			区画道路2号	6 m	約 250m 約 250m	拡幅		
			区画道路 3 号 区画道路 4 号	6 m	約 250m 約 230m	拡幅 拡幅		
地			区画道路 5 号	6 m 6 m	約 230m 約 70m			
区整	の配		区画道路6号	6 m	約 370m			
備	配置		区画道路7号	6 m	約 420m			
計	およ		区画道路8号	6 m	約 510m			
画	よび		名称	•	箇所	Jian I had		
	り規		隅切り	底辺	3 mの二等辺三角形:34	↓ 箇所		
	模		名称	面積	備利			
		公園	公園1号	約 890 ㎡	新設			
			公園2号	約 390 ㎡	既設(学園みど			

		地区の	名称	大泉学園通り		補助 230 号線沿道地区		住宅地区		
			4000	机制闪电池	商業地区	A地区	B地区	A地区	B地区	C地区
		区分	面積	約 1.9ha	約 1.6ha	約 0.2ha	約 5.2ha	約 0.6ha	約 0.5ha	約 21.4ha
		建築物	等の用		掲げる建築物	は建築してはなら				
		途の制限		ぱちんこ屋 葬祭場等		ホテルまたは旅館 葬祭場等	E		_	
		区域の特性 に応じた建 築物の容積 建 率の最高限 度				10分の30				
		の容積率の最高限度公共施設のというでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般				し、かつ、特別 上、安全上、防 上支障がないと 築基準法第68条 づく認定)また				
						10分の20	10分の10			
	建	建築物の敷地 面積の最低限 度		110 m ²						
地区整備計画	事項	壁面の 制限	位置の	1 計画図に表示する壁面の位置の制限1号が定められている部分においては、建築物の外壁またはこれに代わる柱(ベランダ、バルコニー、軒、出窓等を含む。以下「外壁等」という。)の面から道路中心線までの距離は3m以上とする。 2 計画図に表示する壁面の位置の制限2号が定められている部分においては、建築物の外壁等の面の位置は、道路の境界線(建築物の敷地に接する地区施設(区画道路)がある場合は当該地区施設の計画線、都市計画道路(都市計画法第59条第1項または第2項の規定による認可を受けているものに限る。以下同じ。)がある場合は当該都市計画道路の計画線とする。以下同じ。)の交点を頂点とする長さ3mの底辺を有する二等辺三角形の底辺となる線を越えてはならない。 3 道路(区画道路および都市計画道路を含む。)が交差する角敷地(交差により生じる内角が120度以上の場合および壁面の位置の制限2号が定められている部分を除く。)においては、建築物の外壁等の面の位置は、道路の境界線の交点を頂点とする長さ2mの底辺を有する二等辺三角形の底辺となる線を越えてはならない。						
		壁面後退区域 における工作 物の設置の制 限 壁面の位置の制限により建築物が後退した区域については、門、塀、擁壁、広告物、看 板、自動販売機等通行の妨げとなるような工作物等を設置してはならない。ただし、公益 上必要なもので用途上または構造上やむを得ないものは、この限りでない。								
		建築物さの最高		_	-	17m以下かつ 5 階 以		_	15m 以下	_
		建築物 態また その他 の制限	は色彩	るものとする 2 良好な住 ^現 ならない。た	5。 環境や街並みσ	の形態および色彩その他の意匠は、周辺の街並みと調和を図り整備・維持のため、コンテナを利用した建築物は建築しては なのあるデザインとし、外壁には化粧を施す等景観に配慮したでない。				
垣または柵の 道路に面する部分に設ける垣または柵は、生け垣 さ80 c m以下の部分は、この限りでない。					上け垣またはフェン	ンス等と	する。た	だし、高		

こんな時、届出が必要となります

この地区計画の区域内で、下の表に示すような行為を行う場合には、事前に「届出」を行う必要があります。「届出」は、**工事着手の30日前かつ建築確認申請の時まで**に行ってください。 なお、下の表のような行為を行おうとする場合は、あらかじめ区にご相談ください。

届出を必要とする行為	添付書類(縮尺)
(1) 土地の区画形質の変更 切土・盛土、道路・宅地の造成、敷地の分割など (開発許可が必要な場合を除く)	区域図(1/1000 以上) 設計図(1/100 以上)
(2) 建築物の建築・工作物の建設 建築物の新築・増改築、広告塔などの工作物の建設、門・塀お よび擁壁の築造など	案内図(1/1500以上) 求積図(1/100以上) 配置図(1/100以上)
(3) 建築物等の用途の変更 建築物等の使い途(用途)を変える (地区整備計画において用途の制限が定められた区域に限る)	各階平面図(1/100以上) 立面図(1/100以上)2面以上 垣・さく配置図(1/100以上) 垣・さく断面図(1/20以上)
(4) 建築物等の形態・色彩・意匠の変更 建築物等の色彩の変更、看板の設置および取替など	案内図(1/1500以上) 配置図(1/100以上) 立面図(1/100以上)2面以上

届出から工事着手まで

